

〈研究ノート〉

## 即位の礼・大嘗祭をめぐる憲法上の論議

横手 逸 男\*

### 要約

平成28（2016）年8月8日、「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」がビデオメッセージで発表されて以降、内閣は、有識者会議や立法府で示された意見をもとに「天皇陛下の退位等に関する皇室典範特例法案」を作成して国会に提出し、本法案は平成29（2017）年6月9日に可決成立し、平成31年4月30日に施行された。

皇位継承式典を挙げるに当たり、政府は平成30（2018）年4月30日に閣議決定により基本方針を策定し、令和の皇位継承式典は平成の皇位継承儀式に準拠して挙行され、平成時に比べ概ね静謐な環境の下で実施された。しかし、令和元（2019）年5月1日の剣璽等承継の儀や同年11月に挙行された大嘗祭を巡ってはさまざまな議論が国会でも行われ、大嘗祭については違憲訴訟も提起されている。

また、皇室が直面している大きな課題として、「皇位継承の安定性の確保」という問題もある。

本稿では、特に「即位の礼」、「大嘗祭」をめぐる憲法上の論点と課題を明確にし、今後の研究の一助としたい。

キーワード 皇位継承 即位の礼 大嘗祭

### 目次

- 1 はじめに
- 2 皇室典範特例法
- 3 皇位継承式典
- 4 令和の「即位の礼」
- 5 大嘗祭と「政教分離」
- 6 おわりに

## 1 はじめに

平成28（2016）年8月8日、宮内庁は「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」を、ビデオメッセージという形で発表した<sup>(1)</sup>。

政府は、9月23日、天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（以下、略称「有識者会議」）<sup>(2)</sup>を設置し検討を進め、同会議は「今後の検討に向けた論点整理」（以下、略称「論

点整理])をふまえて、平成29(2017)年4月21日に「最終報告」を安倍首相へ提出した<sup>(3)</sup>。

一方、国会の衆参両院正副議長は「退位に関する法整備のあり方」を両院合同で検討することで合意し、平成29(2017)年3月17日には「退位・皇位継承の安定性に関する共通認識」等を内容とする「立法府の議論のとりまとめ」を安倍首相に手交した<sup>(4)</sup>。

政府はこれらの意見を参考にしつつ、「天皇陛下の退位等に関する皇室典範特例法」(以下、略称「皇室典範特例法」)の法案を作成して国会に提出し、同法案は平成29(2017)年6月9日可決成立した。

令和の「即位の礼」は、令和元年5月1日の「剣璽等承継の儀」及び「即位後朝見の儀」に始まり、同年秋の「即位礼正殿の儀」、「祝賀御列の儀」及び「饗宴の儀」と続き、これらの一連の儀式は、前回(平成時)をほぼ踏襲して国事行為として挙行されたが、特にその準備に際しては、平成30年度、平成31年度の第197回・第198回国会において、日本国憲法の「国民主権」、「政教分離の原則」等との整合性について、さまざまな議論が行われた。

令和の大嘗祭は、平成の大嘗祭を踏襲して皇室行事として挙行されたが、その費用は前回と同じく公金として宮廷費から支出されたことから、憲法第20条、第89条の「政教分離の原則」に反しないかについて、国会でも議論され、違憲訴訟も提起されている。また秋篠宮さまのお誕生日に際しての記者会見でのご発言は、大嘗祭のあり方について微妙な一石を投じた。

本稿では、特に、令和の「即位の礼」、「大嘗祭」の挙行に際し問題となった憲法上の論点を簡潔に示し、わが国の天皇・皇室のあり方に関する研究の一助としたい。

## 2 皇室典範特例法

天皇(上皇陛下)が、平成28(2016)年8月8日、ビデオメッセージで「おことば」を表明されてから約10ヵ月後の平成29(2017)年6月9日、皇室典範特例法は成立し、6月16日公布され、平成31(2019)年4月30日に施行された。本法の概要は以下のとおりである。

### 2.1 皇室典範特例法の成立過程

皇室典範特例法は、有識者会議における第1次ヒアリングによる「論点整理」、衆参各政党各会派の代表者による「立法府の議論のとりまとめ」、有識者会議における第2次ヒアリングによる最終報告、国会における審議を経て、平成29(2017)年6月9日、成立した<sup>(5)</sup>。

平成28(2016)年10月17日に開催された第1回有識者会議では構成員の互選により、今井敬氏が座長に選任され、第3回(11月7日)・第4回(11月14日)・第5回(11月30日)の有識者会議では、16名の各分野の専門家を対象に、第1次ヒアリングが実施され、第6回～第8回の自由討議を経て、第9回(1月23日)の有識者会議では、事務局により作成された「論点の整理」が示され、今井座長から安倍首相へ手交された。

平成29(2017)年1月24日には、安倍首相から、衆参両院の正副議長に対し、「有識者会議」のまとめた「論点の整理」が示された。衆参両院の正副議長は、各政党各会派の代表者

とともに「論点の整理」を参照しながら、計8回の会合を重ね、3月7日には両院正副議長から安倍首相に対し、「立法府の主体的な取組みの必要性」・「退位・皇位継承の安定性に関する共通認識」等を内容とする「立法府の議論のとりまとめ」が手交された。

その後、第10回有識者会議（3月22日）では（1）「高齢者の身体機能」や「高齢者の概念」に関する「医学的知見」、（2）仮に天皇が退位される場合「退位後の称号やお立場」はどうすべきかなどの各項目について、第2次ヒアリングが実施され、第11回～第13回の有識者会議を経て、第14回有識者会議（4月21日）において安倍首相に「最終報告」が提出された。

国会における特例法案の審議に際しては、今後の大きな課題である「女性宮家の創設等」に関する質疑が各政党により相次いだ。菅官房長官は「皇位の安定的継承」という大きな課題については、先延ばしできない課題であり各政党各会派間の協議を踏まえ、国民世論の動向に留意しつつ、適切に検討を進めていく旨述べるに留めている<sup>(6)</sup>。

## 2.2 皇室典範特例法の概要

皇室典範特例法の趣旨は、「天皇陛下が……象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、83歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は……天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、57歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和22年法律第3号）第4条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項」を定めることにある（第1条）。「天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位」（第2条）する。退位した天皇の呼称は、「上皇」とし（第3条）、「上皇の後は、上皇后」とする（第4条）。天皇陛下の退位にともない、秋篠宮さまが皇位継承順位1位の皇嗣となるが、その場合、「皇室典範に定める事項については、皇太子の例による」（第5条）。天皇陛下は、特例法が施行された日に退位する（皇室典範特例法附則第1条第2項）。

## 2.3 皇室典範特例法の施行

皇室典範特例法附則第1条第2項<sup>(7)</sup>に基づき、平成29（2017）年12月1日には、安倍首相から、皇室典範特例法の施行日についての意見が求められ、皇室会議が開催された。

各議員からは「天皇陛下には1月7日の御在位満30年の節目をお迎えいただきたいこと、国民生活への影響等を考慮すること、静かな環境の中で国民が天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位をこぞって寿ぐにふさわしい日とする」こと等の意見があり、これらの意見を踏まえ、議長（安倍首相）より、「天皇陛下の御退位、それに伴う皇太子殿下の御即位がつつがなく」行われるには「関連する儀式の準備、具体的な組織の編成、予算の確保」等「最低

でも1年の期間が必要」であること、4月は年度の開始する月でもあり、「その前半は、全国的に人の移動が激しく、入学式等の行事も盛んに行われ、加えて、平成31年は、4年に一度の統一地方選挙が実施される」ことから、そのような慌しい時期は避けた方が良い。他方「4月29日は昭和の日であり、昭和の日に引き続き、御退位、御即位を実現することによって、国民がこれまでの我が国の営みを振り返り、改めて日本国の<sup>いやさか</sup>弥生を思い、決意を新たにすることができること」等の意見が示され、施行日は平成31（2019）年4月30日とすることが議決された。

なお皇室会議の議事を公表することについては「今回の議案が、天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位の日に関わる、国民がこぞってお祝いすべき日に関するものであり、誰がどのような意見を述べたかということをも明らかにすることは、必ずしも好ましいことではないので、個々の意見や発言名は記載せず、結論としてその考えを記載した形の議事の概要を作成し、公表」することで合意された。

## 2・4 安定的な皇位継承を確保するための課題

皇室典範特例法の国会での審議に際しては、参議院の特別委員会において、自由民主党・日本のこころ・民進党・新緑風会・公明党・日本維新の会・無所属クラブ・沖縄の風の各派の共同提案により、以下のような附帯決議案が提出され、採決された<sup>(8)</sup>。

### 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議（案）

- 1 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方のご年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。
- 2 1の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法院の総意」がとりまとめられるよう検討を行うものとする。
- 3 政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないようにするとともに、本法施行に関連するその他の各般の措置の実施に当たっては、広く国民の理解が得られるものとなるよう、万全の配慮を行うこと。

## 3 皇位継承式典

皇位継承式典をつつがなく行うため、政府は式典準備委員会を設置し、基本方針を策定した。各式典は、内閣総理大臣を委員長とする式典委員会、内閣官房長官を本部長とする式典実施連絡本部、宮内庁長官を委員長とする大札委員会の下で検討・実施された。各々の皇位継承儀式は、日本国憲法の規定に配慮して挙行されたが、平成の時と同じく、さまざまな問題が浮上した。

### 3.1 式典準備委員会

平成30（2018）年1月9日には、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位がつつがなく行われるよう、関連する式典の準備を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を検討するため」内閣に、内閣官房長官を委員長とする式典準備委員会が設置された<sup>(9)</sup>。

第2回式典準備委員会（2月20日）では「天皇陛下の御退位に伴う式典，天皇陛下御在位三十年記念式典，文仁親王殿下が皇嗣となられることに伴う式典」について検討され，第3回式典準備委員会（3月30日）では「各式典は，憲法の趣旨に沿い，かつ，皇室の伝統等を尊重したものとすること。平成の御代替わりに伴い行われた式典は，現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから，今回の各式典についても，基本的な考え方や内容は踏襲される」べきであるとの基本方針の下に，各式典の円滑な実施を図り，各式典の大綱等を決めるため，内閣に，内閣総理大臣を委員長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」（以下「式典委員会」）を設置するとともに，内閣府に，内閣官房長官を本部長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部」（以下「式典実施連絡本部」）を設置することになった。

### 3.2 政府の基本方針

平成30（2018）年4月30日には，閣議決定により次のような概要の「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針」が示された<sup>(10)</sup>。

#### 第1 各式典の挙行に係る基本的な考え方について

各式典の挙行については，次の基本的な考え方に基づき，準備を進めることとする。

- 1 各式典は，憲法の趣旨に沿い，かつ，皇室の伝統等を尊重したものとすること
- 2 平成の御代替わりに伴い行われた式典は，現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから，今回の各式典についても，基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること

#### 第2 各式典の挙行に係る体制について

各式典の円滑な実施が図られるよう，平成30年秋を目途とし，各式典の大綱等を決定するために，内閣に，内閣総理大臣を委員長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会（仮称）」（以下「委員会」という。）を設置するとともに，各府省の連絡を円滑に行うため，内閣府に，内閣官房長官を本部長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部（仮称）」（以下「連絡本部」）を設置し，各式典に係る事務は，委員会及び連絡本部の統括の下に行うものとする。

#### 第3 天皇陛下御在位三十年式典

平成31年2月24日に，内閣の行う行事として国立劇場で実施（担当・内閣府）

#### 第4 退位礼正殿の儀

平成31年4月30日に，国事行為である国の儀式として，宮中で実施（担当・宮内庁）

### 第5 皇太子殿下の御即位に伴う式典

- 1 剣璽等承継の儀：5月1日に、国事行為である国の儀式として、宮中で実施（担当：宮内庁）
- 2 即位後朝見の儀：剣璽等承継の儀後同日に国事行為である国の儀式として、宮中で実施（担当：宮内庁）
- 3 即位礼正殿の儀：10月22日に、国事行為である国の儀式として、宮中で実施（担当：内閣府）
- 4 祝賀御列の儀：即位礼正殿の儀後、同日に国事行為である国の儀式として実施（担当：内閣府）
- 5 饗宴の儀：国事行為である国の儀式として宮中で実施（担当：内閣府）
- 6 内閣総理大臣主催晩餐会：即位礼正殿の儀の翌日に、内閣の事務として都内で実施（担当：内閣府）
- 7 立皇嗣の礼：皇太子殿下の御即位の翌年に、国事行為である国の儀式として宮中で実施（担当：宮内庁）

皇位継承儀式の基本方針を国会に諮ることなく閣議決定とした理由について、菅内閣は次のように述べている<sup>(11)</sup>。

「皇室典範特例法の成立過程においては、各党各会派、国民の代表たる立法府の主体的取組みが必要であるとの認識で一致され、衆参正副議長による議論のとりまとめが行われた…政府はこの議論の取りまとめを厳粛に受け止め、その内容を忠実に反映させて立案した…。また、天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位に伴う式典については、政府において、平成に行われた式典の実例や皇室制度に詳しい有識者から聴取した御意見なども踏まえて、式典準備委員会において慎重に検討」した。

また、「憲法7条10号」に定める国事行為である国の儀式の判断基準について、横山特別保佐人は、次のように述べている<sup>(12)</sup>。

天皇はいかなる意味でも国事行為について、実質的決定権はない。「ある儀式を国家的な性格を有する儀式として、すなわち国事行為とすべきか否かにつきましては一義的な基準はなく、国事行為について助言と承認を行う内閣において個別具体的に判断することとなっている。」

### 3.3 式典委員会

式典委員会（第1回～10回）の概要は以下のとおり<sup>(13)</sup>。

第1回（平成30年10月12日）議事については、「議事概要を作成し1週間後を目途に公表すること、先般閣議決定した基本方針に基づいた式典の実施段階であるので、発言者名も記載した議事概要とすること、外部の関心の高さに鑑みて、配布資料は……速やかにホームページで公表すること」や「先般閣議決定された基本方針においては、平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべき」との基本方針が示された。また事務局から「立皇嗣の礼の挙行日について（案）」が示され、文仁親王

殿下の立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀の挙行日について、皇太子殿下が御即位された年の翌年の4月19日とすることが了承された。

第2回（11月20日）「即位礼正殿の儀」の参列者数は、内外の代表2,500名程度とすること、「饗宴の儀」の参列者数は、内外の代表2,600名程度とし、皇太子殿下の御即位の年の10月22日及び25日に着席形式で、同月29日及び31日に立食形式で計4回行うこと、「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会」の参列者数は、外国元首・祝賀使節等900名程度とすること、「祝賀御列の儀」における天皇皇后両陛下のお車は、諸儀式にもふさわしい車格のオープン・カーとし、安全・環境性能に優れたものを新たに調達することが決定された。

第3回（平成31年1月17日）2月24日に開催される天皇陛下御在位三十年記念式典の細目や、天皇陛下の御退位される4月30日の「退位礼正殿の儀」と、皇太子殿下が御即位される5月1日に国事行為として行われる「剣璽等承継の儀」、「即位後朝見の儀」、「即位礼正殿の儀」の次第概要等について話し合いが行われた。

これらについて、横島内閣法制局長官は「『剣璽等承継の儀』は、皇位の世襲制をとる憲法の下で、皇位を継承した新天皇が、即位のあかしとして、皇室経済法に規定された『皇位とともに伝わるべき由緒ある物』である剣及び璽、並びに天皇の国事行為の際に使用される物である国璽及び御璽を承継されたことを明らかにする儀式である。これは国事行為として行われるものであり、もとより、宗教的意義を有するものではなく、憲法の定める象徴天皇制の制度に沿うものであり、また、政教分離の原則に反するものでもない。次に、『即位後朝見の儀』は、新天皇の即位後初めて、公式に三権の長をはじめとする国民の代表に会われる儀式であり、同様に憲法上の問題はない。これらのことは、平成度において、十分に検討、整理されたところである。」、「『退位礼正殿の儀』は、皇室典範特例法に基づき天皇陛下が御退位されることを広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われる国事行為たる儀式である。その儀式において、皇室の皇位継承に伴う重要な儀式である『剣璽等承継の儀』や『即位礼正殿の儀』と同様に、『皇位とともに伝わるべき由緒ある物』である剣璽や、国璽、御璽を安置することに、憲法上の問題はない」と述べている。

第4回（3月19日）「剣璽等承継の儀」、「即位後朝見の儀」、「退位礼正殿の儀」の細目と「御即位に伴う慶祝行事」、「即位礼正殿の儀等への外国からの参列者の範囲」等について再検討された。

第5回（令和元年5月21日）「即位礼正殿の儀当日における祝意奉表」、「祝賀御列の儀の経路及び列立て」、「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会における文化行事」等について再検討された。

第6回（6月20日）「即位礼正殿の儀の次第概要」、「祝賀御列の儀の次第概要」、「饗宴の儀の次第概要」、「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会の次第概要」、「儀じょう、礼砲、奏楽、と列の実施」等について再検討された。

第7回（9月18日）「即位礼正殿の儀の細目」、「祝賀御列の儀の予備日」、「祝賀御列の儀の細目」、「饗宴の儀の細目」、「内閣総理大臣夫妻主催の晩餐会の細目」について検討され、案のとおりとすることが了承された。

第8回（12月12日） 10月に行われた「即位礼正殿の儀等の挙行について」事務局から報告があり、令和2年4月に行われる「立皇嗣の礼」に向け、平成度における「立太子の礼」の実施状況等の確認、意見交換が行われた。

第9回（令和2年1月21日） 4月19日に行われる「立皇嗣宣明の儀」「朝見の儀」、4月21日に行われる「宮中饗宴の儀」の概要を決めた。「立皇嗣宣明の儀」など一連の儀式は憲法第7条で規定する国事行為として行われる。「宮中饗宴の儀」は、平成3年の「立太子の礼」を原則的に踏襲するが、当時よりも回数を減らすなど簡素化して行われる。

第10回（3月18日） 4月19日に行われる「立皇嗣の礼」の細目について議論され、新型コロナウイルス感染症の悪影響を懸念して、「宮中饗宴の儀」は取り止めることになった。

### 3.4 大礼委員会

「大礼」とは「踐祚式」、「即位礼」、「大嘗祭」の総称を言う。平成30（2018）年10月12日、式典委員会が設置されたことを踏まえ、同日、宮内庁長官を委員長とする大礼委員会が設置された。大礼委員会（第1回～第10回）の開催状況は以下のとおり<sup>(14)</sup>。

第1回（10月12日）「大礼委員会は式典委員会と共同歩調」で話し合いを進め、議事公開については「配布資料を、毎回の会議終了後にホームページで公表するとともに、議事概要を作成し、毎回の会議終了後1週間後を目途に公表すること」等が確認された。

第2回（11月20日）同日、開催された第2回式典委員会の配布資料や「大嘗祭関係資料」の説明があり、特に、大嘗祭の参列者数については、前回は936名を招待したが、実際は「寒い時期に深夜に及ぶ長時間の儀式であることもあり、大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀において、主基殿供饌の儀まで参列していた方は520名にとどまっていた」ので、今回は「700名程度にしたらどうか」との提案があり700名程度とすることで了承された。また、次長より、各委員に対し、「今般の御代替わりに関する諸儀式については、国民にとってより分かりやすく情報提供がされるべき」であるとの指摘と関係部局への指示があった。

第3回（12月19日）宮内庁次長から「準備に際しては、平成度の例を参考にしつつも当時からの社会経済情勢の変化等を踏まえ、大嘗祭の意義を損ねない範囲で、見直しを行う」などの基本的な考え方が示され、皇室経済主管から、「物価の上昇や人件費の上昇、熟練職人の減少などがあり、儀式・行事の挙行の必要経費に大きな影響」があり、消費税が引き上げられることから「大嘗祭の儀式の挙行経費については…一般的な物価と比較しても極めて大きな上昇」が見られるとの説明があり、管理部長から「今次の大嘗宮については、基本的には前回の平成度の大嘗宮に準拠した上で、皇族数や参列者数に応じた一部施設の規模の変更や儀式の本義に影響のない範囲での工法・材料の見直しなどを行い、建設コストの抑制にも留意しながら設営を行う」旨の方針が示された。

第4回（平成31年1月18日）第3回式典委員会の配布資料の説明と話し合いが行われた。

第5回（3月8日）式部副長（儀式）から「退位の礼関係諸儀式の式次第（案）」について、退位に関する諸儀式については「平成大礼の儀式の枠組みを基本に、旧皇室祭祀令を参



酌して行われてきた祭典の前例や、通常行われている儀式を参考とし…肅々と静かに執り行うことを基本として、次第の立案を行った」との説明があり、同案が了承された。

第6回（4月15日）第4回式典委員会配布資料の説明、「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等（斎田点定の儀まで）」の式次第について説明がなされ、同案が了承された。

第7回（令和元年7月3日）大嘗祭の舞台となる「大嘗宮」の地鎮祭を7月26日に行うこと、大嘗宮地鎮祭から10月22日の「即位礼正殿の儀」当日までの儀式等の式次第、大嘗祭の「斎田」を決定する手続等について検討された。

第8回（10月2日）「大嘗宮の儀関係資料」,「大饗の儀関係資料」,「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等関係資料」,「大嘗宮一般参観」について関係者から説明があり、了承された。

第9回（令和2年1月29日）第8回式典委員会、第9回式典委員会の配布資料の説明、「大嘗祭後大嘗宮地鎮祭」の期日を2月28日とすること、立皇嗣の礼関係行事等の説明があり了承された。

第10回（3月24日）第10回式典委員会で配布された資料の説明があった。

### 3.5 式典実施連絡本部

式典実施連絡本部（第1回～第5回）の開催状況は以下のとおり<sup>(15)</sup>。

第1回（平成30年10月12日）「議事公開の取り扱い」,「幹事の指定等について」,「第1回式典委員会」の決定事項について説明がなされた。

第2回（平成31年1月18日）「第3回式典委員会」の決定事項について説明がなされた。

第3回（3月22日）「第4回式典委員会」の決定事項について説明がなされた。

第4回（令和元年9月20日）「第7回式典委員会」の決定事項について説明がなされた。

第5回（令和2年3月19日）「立皇嗣宣明の儀の参列者数」に関する資料等の説明がなされた。

## 4 令和の「即位の礼」

「即位の礼」は、元号が改まった令和元年5月1日の「剣璽等承継の儀」及び「即位後朝見の儀」に始まり、同年秋の「即位礼正殿の儀」,「祝賀御列の儀」及び「饗宴の儀」と続いた。これらの一連の儀式は、前回（平成時）をほぼ踏襲して国事行為として挙行されたが、国会においては、日本国憲法の「国民主権」,「政教分離の原則」等をめぐり、さまざまな議論がなされた。

### 4・1 「即位の礼」・法的根拠

皇位の継承に際して行われる「即位の礼」には「剣璽等承継の儀」,「即位後朝見の儀」,「即位礼正殿の儀」,「祝賀御列の儀」及び「饗宴の儀」がある。

旧皇室典範では「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」（第10条）,「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」（第11条）と定め、更に儀礼の具体的内容については、

登極令で次のように定められていた<sup>(16)</sup>。

- 第1条 天皇踐祚の時は、即ち掌典長をして賢所に祭典を行はしめ、かつ踐祚の旨を皇靈殿・神殿に奉告せしむ。
- 第2条 天皇踐祚の後は、直ちに元号を改む。
- 第3条 元号は、詔書を以て之を公布す。
- 第4条 即位の礼及び大嘗祭は、秋冬の間に於て之を行ふ。大嘗祭は、即位の礼を<sup>おわ</sup>訖りたる後、続いて之を行ふ。
- 第5条 即位の礼及び大嘗祭を行ふときは、その事務を掌理せしむるため、宮中に大礼使を置く。
- 第6条 即位の礼及び大嘗祭を行ふ期日は宮内大臣、國務各大臣の連署を以て之を公告す。
- 第7条 即位の礼及び大嘗祭を行ふ期日定まりたるときは、之を賢所・皇靈殿・神殿に奉告し、勅使をして、神宮・神武天皇山陵、並びに前帝四代の山陵に奉幣せしむ。
- 第8条 大嘗祭の斎田は、京都以東以南を悠紀の地方とし、京都以西を主基の地方とし、その地方は之を勅定す。
- 第9条 悠紀・主基の地方を勅定したるときは、宮内大臣は地方長官をして斎田を定め、その所有者に対し新穀を供納するの手續を為さしむ。
- 第10条 稲実成熟の期に至りたるときは、勅使を發遣し、斎田に就き拔穂の式を行はしむ。
- 第11条 即位の礼を行ふ期日に先立ち、天皇、神器を奉じ、皇后と共に、京都の皇宮に移御す。
- 第12条 即位の礼を行ふ当日、勅使をして之を奉告せしむ。大嘗祭を行ふ当日、勅使をして神宮・皇靈殿・神殿、並びに官国弊社に奉幣せしむ。
- 第13条 大嘗祭を行ふ前一日、鎮魂の式を行ふ。
- 第14条 即位の礼及び大嘗祭は、付式の定むる所により之を行ふ。
- 第15条 即位の礼及び大嘗祭<sup>おわ</sup>訖りたるときは、大饗を賜ふ。
- 第16条 即位の礼及び大嘗祭<sup>おわ</sup>訖りたるときは、天皇、皇后と共に、神宮・神武天皇山陵、並びに前帝四代の山陵に謁す。
- 第17条 即位の礼及び大嘗祭<sup>おわ</sup>訖りて東京の宮城に還幸したるときは、天皇、皇后と共に、皇靈殿・神殿に謁す。
- 第18条 諒闇中は、即位の礼及び大嘗祭は行はず。」

これに対して、現行皇室典範では、皇位継承に伴う儀礼につき、「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う」（第24条）とあるのみで、その具体的な内容を定めた規定は存在しない。従って、「即位の礼」の儀式の具体的な内容に関しては、「憲法の趣旨及び皇室の伝統を尊重」して「内閣が内閣の責任において決定する」<sup>(17)</sup>。

平成の「即位の礼」は、昭和天皇の崩御直後に「劍璽等承継の儀」及び「即位後朝見の

儀」が行われ、喪明け後の平成2年秋に「即位礼正殿の儀」、「祝賀御列の儀」及び「饗宴の儀」と分けて行われた<sup>(18)</sup>。

一方、天皇の生前退位に伴う令和の「即位の礼」は、平成時を参考に挙行されたが、これに関し国会では次のような議論がなされた<sup>(19)</sup>。

(ア)「平成の代替わり」の式典を踏襲したことは現行憲法に反するのでは？

塩川議員の、平成時の式典は旧皇室典範や登極令を参考にしており、「現行憲法のもとで廃止された登極令を踏まえて、明治憲法下と同じ天皇代替わり儀式を行うことは、国民主権と政教分離という憲法原則とは相入れないのでは」との質問に対し、三上参考人は次のように回答した<sup>(20)</sup>。

「平成のお代替りに伴い行われた式典は、現行の憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものでございます。検討のプロセスにおきまして、法制局の参加なども得てございます。それで、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統を尊重したものとするという観点で行われたものでございまして、今回の式典につきましても、このときの基本的な考え方や内容を踏襲するというところでございますので、憲法の定める国民主権あるいは政教分離の趣旨に反するものでない。

(イ) 明治憲法や登極令などをもとにした「平成のときの儀式」は現行憲法に反するのでは？

田村議員の質問に対し、菅国務大臣は次のように述べた<sup>(21)</sup>。

「まず、明治憲法を基にということは違います。現憲法の趣旨に沿って皇室の伝統等を尊重したものにす、さらに、平成の御代替わりに行われた式典は、現憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであるから、今回の式典においても基本的な考え方や内容は踏襲されるべきである、そういう考え方の中に基づいて、まさに憲法の趣旨、皇室の伝統を尊重しながら、今回、方向性を決めさせていただいたということであります。」

(ウ) 何ゆえ「平成の儀式を踏襲」ということにこだわるのか？

長浜議員の質問に対し、三上政府参考人は次のように述べている<sup>(22)</sup>。

「今般の皇位継承に伴う一連の儀式等の挙行については、昨年4月3日に閣議決定をして基本方針」を定めた。その中では「各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること……。平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであるとの基本的な考え方」が示されている。

(エ) 令和の代替わりの儀式と現行憲法との関係についてどのように考えるか？

長浜議員の質問に対し、安倍首相は、次のように述べた<sup>(23)</sup>。

「今回の行事については…まさに現行憲法下における国民の象徴たる天皇陛下の御即位にふさわしい、あるいは御退位にふさわしいものとしていきたいと、こう考えておりますが、…同時に、125代にわたって行われてきた伝統ということも当然これは考慮する必要はあるだろうと。この伝統を尊重しながら、現行憲法下の象徴としての天皇陛下の御退位、そして御即位にふさわしいものにしていきたい」と考えています。

#### 4・2 「剣璽等承継の儀」・「即位後朝見の儀」をめぐる国会での議論

「剣璽等承継の儀」及び「即位後朝見の儀」は令和元（2019）年5月1日に以下の内容で挙行された。国会では、(ア)～(ウ)のような議論がなされている。

| 時間       | 出御   | 事項(場所)       | 概要                  |
|----------|------|--------------|---------------------|
| 午前10時30分 | 天皇陛下 | 剣璽等承継の儀(松の間) | 御即位に伴い剣璽等を承継される儀式   |
| 午前11時10分 | 両陛下  | 即位後朝見の儀(松の間) | 御即位後初めて国民の代表と会われる儀式 |

(ア) 「剣璽等承継の儀」、皇室行事とすべきでは？

長浜議員の質問に対して三上政府参考人は次のように述べている<sup>(24)</sup>。

「剣璽等承継の儀……これは皇室典範第24条において、皇位の継承があった場合に行うこととされている即位の礼の一部というふうに、平成度において国事行為として行う国の儀式と整理されております。」  
「今般も平成度と同様に、剣璽等承継の儀を国事行為である国の儀式として行うこと」とした。

(イ) 「剣璽等承継の儀」に女性皇族が供奉されないのは不自然ではないか？

山尾委員の質問に対し、菅國務大臣の次のように回答した<sup>(25)</sup>。

「皇太子殿下の御即位に伴う儀式の挙行に係る基本的な考え方は、本年4月3日に閣議決定した基本方針」で「憲法の趣旨に従い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること、平成のお代替りに伴い行われた式典は、現行の憲法下において十分な検討が行われた上で挙行された」ものであり、今回の式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものである」としている。

(ウ) 「剣璽等承継の儀」に女性皇族を参列させないのはなぜか？

長浜議員の質問に対し、三上政府参考人は次のように述べている<sup>(26)</sup>。

「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行された

ものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであるとの基本的な考え方が示されておりまして、剣璽等承継の儀につきましても、こうした考え方に沿って整理しているところでございます。」

また、菅国務大臣は次のように述べている。

「昨年4月3日に閣議決定された基本方針において、各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものにするという基本方針です。そして、平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものである」と考えた。

#### 4・3 「即位礼正殿の儀」、「祝賀御列の儀」及び「饗宴の儀」をめぐる国会での議論

「即位礼正殿の儀」、「祝賀御列の儀」及び「饗宴の儀」は10月～11月に以下の内容で挙行された。国会では（ア）のような議論がなされている。

| 月 日                 | 事 項 (場所)                              | 概 要                                          |
|---------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------|
| 10月22日              | 即位礼正殿の儀 (松の間)                         | 御即位を公に宣命されるとともに、その御即位を内外の代表が寿ぐ儀式             |
| 11月10日              | 祝賀御列の儀 (宮殿～赤坂御用地)<br><当初の予定を変更して行われた> | 即位礼正殿の儀終了後、広く国民に御即位を披露され、祝福を受けられる儀式          |
| 10月22・25・<br>29・31日 | 饗宴の儀 (豊明殿・春秋の間)                       | 御即位を披露され、祝福を受けられる儀式。<br>計4回の開催で内外の賓客は約3,400人 |

(ア) 「即位礼正殿の儀」は憲法20条3項に反するか?

憲法20条3項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定する。西田委員の質問に対し、岩尾政府参考人は次のように述べた<sup>(27)</sup>。

「即位礼正殿の儀」は、「天皇陛下が御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことごとく儀式であり、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られないことから、御指摘の憲法第20条第3項が禁止する宗教的活動には当たらないと整理され、国事行為として行われた」。

## 5 大嘗祭と「政教分離」

日本国憲法20条は「信教の自由」を保障し、「政教分離の原則」を定めている。また、憲法89条は「宗教上の組織」への「公金の支出」を禁止している。平成を踏襲して、今回の大嘗祭も国事行為ではなく皇室行事として行われ、その費用は前回と同じく公金として宮廷費から支出されたことから、秋篠宮さまのご発言が波紋を呼び、あるいは平成の大嘗祭と同じく違憲訴訟が提起されている。

## 5.1 令和の大嘗祭

大嘗祭（大嘗宮の儀）は、天皇が即位され、大嘗宮において、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される一世に一度の皇室行事であり、「673年の天武天皇即位のときにその祖型が始まり、次の持統天皇の即位（690年）のときにほぼその主要な構成ができあがった」と推定され<sup>(28)</sup>、天武天皇以来、途中、南北朝時代や応仁の乱後の一時期をのぞき、歴代伝えられてきた重要な儀式である。

令和の大嘗祭の関連儀式は、天皇陛下の御即位にともない令和元（2019）年5月～令和2（2020）年2月にかけて、次のような内容で挙行された<sup>(29)</sup>。

| 日時                 | 名称                                  | 場所     |
|--------------------|-------------------------------------|--------|
| 令元・5月13日           | 斎田点定の儀                              | 神殿     |
| 7月26日              | 大嘗宮地鎮祭                              | 皇居東御苑  |
| 9月27日              | 斎田抜穂の儀                              | 斎田     |
| 10月22日             | 即位礼正殿の儀                             | 宮殿     |
| 11月13日             | 大嘗祭前一日鎮魂の儀                          | 皇居     |
| 11月14日             | 大嘗宮の儀・悠基殿供饌の儀                       | 皇居東御苑  |
| 11月15日             | 大嘗宮の儀・主基殿供饌の儀                       | 皇居東御苑  |
| 11月16・18日          | 大饗の儀                                | 宮殿     |
| 11月22・23日          | 即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀                    | 神宮     |
| 11月27・28日<br>12月3日 | 即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び昭和天皇以前四大の天皇山陵に親謁の儀 | 各山陵    |
| 12月4日              | 即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀                    | 賢所     |
| 12月4日              | 即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀                 | 皇霊殿，神殿 |
| 12月4日              | 即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀                    | 賢所     |
| 令2・2月28日           | 大嘗祭後大嘗宮地鎮祭                          | 皇居東御苑  |

大嘗祭の中心的儀式である「大嘗宮の儀」（悠基殿供饌の儀・主基殿供饌の儀）は、11月14日から15日未明にかけて執り行われた。

今回の大嘗祭の斎田は「亀卜」の結果、悠基地方に栃木県、主基地方に京都府がそれぞれ選ばれ、そこで収穫された新穀とともに「庭積の机代物」として全国から届く農産物や海産物も供えられた。

大嘗祭の挙行については、その「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られる」ことから、平成の御代替わりにおける大嘗祭を踏襲して、国事行為ではなく皇室行事として行われた。

但し、大嘗祭は、皇位を「世襲とする」日本国憲法の下における「一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式」であり、「その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然」であるとの見地から、その費用は前回と同じく公金として宮廷費から支出された。

平成30（2018）年12月19日に開催された第3回大礼委員会では、大嘗宮の建設規模について、平成の時より2割縮小する方針を決めたが、人件費や資材の高騰などで総工費は前回は上回り、大嘗祭関係の経費は総額で約27億円<sup>(30)</sup>に上るとみられた。

## 5.2 秋篠宮さまのご発言

大嘗祭に公金を充てることに関して、秋篠宮さまは誕生日を前にした記者会見で、大嘗祭については、皇室の行事として行われるもので「宗教色が強いものを国費で賄うことが適切かどうか」との疑念を提起され、天皇家の私的生活費にあたる「内廷費」を使うべきであるとの考えを示された<sup>(31)</sup>。

これに対し、政府の西村康稔官房副長官は30日の記者会見で「国費で支弁することがすでに閣議で口頭了解されている」と述べ、公費で賄うことには変わらないことを強調した<sup>(32)</sup>。

ご発言をめぐる新聞各紙の論調も微妙に異なる。毎日新聞（社説）は「秋篠宮さまの大嘗祭発言 前例踏襲への問題提起だ」との見出しで、政府が深い議論を経ないまま平成の大嘗祭を踏襲したことを批判する<sup>(33)</sup>。

朝日新聞（社説）は、「大嘗祭 異例の発言機に考える」の見出しで「お仕着せでない肉声が発信されるのは歓迎だが、来春には皇位継承順位第1位となる立場を踏まえ、テーマや表現については慎重な対応を望みたい」とした上で「もっとも、今回の指摘それ自体は正鵠を射たものだ」と述べ、踏み込んだ議論をしないまま、前例を踏襲した政府の姿勢を批判する<sup>(34)</sup>。

讀賣新聞（社説）は、「秋篠宮さまは来年の代替わりで、皇位継承順位1位の皇嗣になれる。重い立場を考えれば、発言は慎重にされることが求められる。政教分離に絡む発言は、政治的色合いが濃いと受け取られる可能性もある」としたうえで、秋篠宮さまが、宮内庁（長官ら）が「聞く耳をもたなかった」と発言されたことについて「皇室活動の円滑な運営のため、皇族と宮内庁幹部の意思疎通は不可欠なだけに、残念な事態だ」と述べる。さらに、政府が平成の大嘗祭を踏襲したことについては、「皇位の世襲を定めた憲法下で、大嘗祭は一代一度の重要儀式である。つつがなく行われるよう、政府は手だてを講じる必要がある。公費の支出は理にかなう。無論、公費を充てる以上、国民から広く理解を得られる儀式にすることが大切だ」と結ぶ<sup>(35)</sup>。

識者の反応も、「近代社会では政教分離の原則が重視されるが、天皇の権威を支える要素の一つは、まさに「宗教的なカリスマ性」であり「近代と伝統をどうすれば両立させられるのか。主権者の議論」が必要（山折哲雄）。国費ではなく、（皇室の私費にあたる）内廷会計で賄うべきであり、「身の丈に合った儀式に」との発言は、「極めて真っ当なお話」（半藤一利）。「宮内庁批判を国民に発信することには、ある種の政治的意図がある」。「皇室の政治的発言に対して、国民の受け止め方が非常に甘くなっている。そうした発言に対しては、メディアが真意を問い返してゆくべきだ」（原武史）と分かれる<sup>(36)</sup>。あるいは、問題は、戦後70年たっても（大正・昭和の皇位継承儀式の根拠とされ、戦後廃止された）「登極令に代わる儀式や祭祀の規定ができていないことだ」（所 功）との指摘もある<sup>(37)</sup>。

### 5・3 大嘗祭をめぐる国会での論議

日本国憲法20条は「信教の自由」を保障し、「政教分離の原則」を定めている。また、同法89条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定める。

大嘗祭の挙行については、その「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られる」ことから、平成の御代替わりにおける大嘗祭を踏襲して、国事行為ではなく皇室行事として行われた。

但し、大嘗祭は、皇位を「世襲とする」日本国憲法の下における「一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式」であり、「その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然」であるとの見地から、その費用は前回と同じく公金として宮廷費から支出された。この点に関し国会では次のような論議がなされた。

(ア)「大嘗祭」は憲法20条3項に反するか?

西田委員の質問に対し、岩尾政府参考人は次のように回答した<sup>(38)</sup>。

「大嘗祭」は、「その中核が、天皇が皇祖及び天神地祇に対し安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、国家国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式であり、その趣旨、形式等からして宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず、また、その態様においても国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であることから、国事行為として行うということは困難であるものの、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式でありまして、皇位の世襲制をとる我が国の憲法のもとにおきましては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられ…大嘗祭は公的性格があると言え、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することは憲法第89条及び第20条第3項のいずれにも反するものではないと整理」されている。

また、西村政府参考人は次のように回答した<sup>(39)</sup>。

「大嘗祭の費用の支出につきましては、平成度の代替わりの際に、現行憲法下の整理としまして、これは先ほど内閣法制局の方から答弁がございましたけれども、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法のもとにおいては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当である…このたびの大嘗祭におきましても、本年4月3日の閣議口頭了解におきまして、平成度の整理を踏襲することとされているところでありまして、宮廷費を支出することとなるものであります。」



さらに長浜議員の質問に対し、西村政府参考人は次のように回答している<sup>(40)</sup>。

大嘗祭は「稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものでありまして、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものでありますけれども、その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、国家国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式であり、この趣旨、形式等からして宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができないことから、国事行為たる国の儀式として行うことはせず、皇室の行事として行うこととされている…」。「他方、大嘗祭は……一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられていることから、大嘗祭は公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当である」とされている。

(イ)「大嘗祭」の斎田点定の儀と「田植の時期」・候補地の選定との関係は？

山尾議員の質問に対し、西村政府参考人は次のように回答した。なお塩川議員の質問にも同じように答えている<sup>(41)</sup>。

「斎田点定の儀は、大嘗祭に用いられる新穀を生産する斎田を設ける地方を定めるための儀式」です。「過去には斎田点定の儀が5月以降に行われている例も」あり、「田植の時期とは直接関係があるものではない……」。「斎田点定の儀は田植の前後に関係」ないので、候補地を選定する場合、「田植が行われていない県も含む」。

(ウ)「大嘗祭」の挙行を閣議決定ではなく閣議口頭了解とした理由は？

長浜議員の質問に対し、三上政府参考人は次のように回答した<sup>(42)</sup>。

「今般の一連の皇位継承等に伴う儀式等のうち、国事行為である国の儀式、それから内閣の行う行事につきましては、その準備を内閣の責任において、政府全体で、総合的かつ計画的に進める必要がございます。このため、その挙行に係る基本方針を内閣の意思決定として閣議決定という形で決めてございます。

他方、大嘗祭につきましては、平成元年閣議口頭了解された即位の礼、大嘗祭の挙行等についての整理を踏襲して、皇室の行事として宮内庁において準備を進めるということとされているものでございまして、その意思決定形式といたしましても、平成度と同様に閣議口頭了解によることとした」。

平成の大嘗祭では、大分県主基斎田「抜穂の儀」参列訴訟<sup>(43)</sup>、鹿児島県「大嘗祭」訴訟<sup>(44)</sup>、神奈川県「即位の礼・大嘗祭」訴訟<sup>(45)</sup>等において、知事らが公務として参列したことをめぐり訴訟が提起されたが、最高裁は「参列の目的は、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすもの」であり、その効果は「特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものでは

ない」と判示し、いずれも津地鎮祭最高裁判決、愛媛玉串料最高裁判決等で確立した「目的・効果基準」に照らし違憲ではないと判示した。

今回の大嘗祭についても「即位の礼・違憲訴訟」が東京地方裁判所に提起されており、同地裁は平成31（2019）年「即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件」についてはその訴えを却下したが、大嘗祭関連訴訟の今後の行方が注目される<sup>(46)</sup>。

## 6 おわりに

平成28（2016）年8月8日に天皇陛下の「おことば」が発表されて以降、有識者会議や国会での審議を経て、「天皇の皇室典範特例法」は成立した。

法案成立の過程においては、さまざまな論点と課題が浮上した。有識者会議では、退位（讓位）の賛否について専門家の意見は拮抗（賛成8人・反対6人・慎重2人）し、退位を認める場合の法形式（特例法とすべきか、皇室典範の改正による恒久制度とすべきか）についても意見は分かれた。

国会における特例法案の審議に際しては、今後の大きな課題である「女性宮家の創設等」に関する質疑が各政党により相次ぎ、参議院の特別委員会において、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議（案）」が採決され、「本法施行後速やかに……検討」を行うことで当面の収束が図られ、皇室典範特例法は可決成立した。

憲政史上初めての退位及び即位の儀式をつつがなく行うため、政府は皇位継承式典準備委員会を設置し、平成30（2018）年4月30日には、閣議決定により「各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること」、「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること」等の基本方針を策定した。（3.2参照）

各式典は、内閣総理大臣を委員長とする式典委員会、内閣官房長官を本部長とする式典実施連絡本部、宮内庁長官を委員長とする大礼委員会の下で検討・実施された。各々の皇位継承儀式は、日本国憲法の規定に配慮して挙行されたが、さまざまな問題が浮上した。

皇位の継承に際して行われる「即位の礼」に関し、旧皇室典範では「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」（第10条）、「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」（第11条）と定め、更に儀礼の具体的内容については、登極令で詳細に定められていた。

これに対して、現行皇室典範では、皇位継承に伴う儀礼につき、「皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う」（第24条）とあるのみで、その具体的な内容を定めた規定は存在しない。

従って、令和の「即位の礼」の関連儀式は、平成時を踏襲して挙行されたが、国会では明治憲法や登極令などをもとにした「平成の儀式を踏襲」することは日本国憲法の国民主権や政教分離の原則に反するのではないかとの疑義が提起された。また、「劍璽等承継の儀」は国事行為ではなく皇室行事とすべきではないか、「劍璽等承継の儀」に女性皇族も参列させ

るべきではないかとの意見もあった。

日本国憲法20条は「信教の自由」を保障し、「政教分離の原則」を定めている。また、憲法89条は「宗教上の組織」への「公金の支出」を禁止している。かくして平成を踏襲して、今回の大嘗祭も国事行為ではなく皇室行事として行われた。但し、その費用は前回と同じく公金として宮廷費から支出されたことから、秋篠宮さまの発言をめぐり、マスコミ等でもさまざまな議論がなされ、一部の市民からは平成の大嘗祭と同じく違憲訴訟が提起されている。

日本国憲法第1条は、「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であつて、その地位は日本国民の総意に基づく」と定める。「即位の礼」に関しては、法令等を整備しその法的根拠を明確化すべきではないかとも思う。

「大嘗祭は、あたかも地下を流れる伏流水」のような祭式であるともいわれる。大嘗祭については、「民俗を集約した伝統行事という一面」を含んでおり、政治史的な側面だけでなく文化史的観点からの思考も大切であるとも言えよう<sup>(47)</sup>。

## 注

- (1) 宮内庁ホームページ「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば（ビデオ）」<https://www.kunaicho.go.jp>（最終アクセス2020年3月31日）
- (2) 今井 敬（日本経済団体連合会名誉会長）、小幡純子（上智大学大学院法学研究科教授）、清家 篤（慶応義塾長）、御厨 貴（東京大学名誉教授）、宮崎 緑（千葉商科大学国際教養学部長）、山内昌之（東京大学名誉教授）の各メンバーより構成
- (3) 有識者会議の開催状況は首相官邸ホームページ、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」[https://www.kantei.go.jp>koumu\\_keigen](https://www.kantei.go.jp>koumu_keigen)、同「今後の検討に向けた論点の整理」<https://www.kantei.go.jp>dai9>siryou>（最終アクセス2020年3月31日）
- (4) 「天皇の退位等についての立法府の対応に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」前掲、首相官邸ホームページ <https://www.kantei.go.jp>dai10>siryou>（最終アクセス2020年3月31日）
- (5) 有識者会議におけるヒアリングの状況、立法府での議論、国会における特例法案の審議等の概要は拙稿「皇室典範特例法の成立過程における論議」（湘北紀要第40号129頁、2019年）参照
- (6) 第193回国会 衆議院議院運営委員会議事録第31号参照
- (7) 皇室典範特例法「附則抄」第1条1項は「この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とし、第2項は「前項の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない」と定める。
- (8) 第193回国会 参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会会議録第2号参照
- (9) 首相官邸ホームページ「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会」<https://www.kantei.go.jp>tai-junbi>（最終アクセス2020年3月31日）
- (10) 同 首相官邸ホームページ「天皇陛下のご退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に関する基本方針」<https://www.kantei.go.jp>（最終アクセス2020年3月31日）
- (11) 第197回国会 参議院内閣委員会会議録 平30・12・6
- (12) 第198回国会 参議院予委委員会会議録 平31・3・13
- (13) 前掲「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」参照
- (14) 大礼委員会の開催状況は、宮内庁ホームページ [kunaicho.go.jp](https://www.kunaicho.go.jp)参照

- (15) 式典実施連絡の開催状況も同上参照
- (16) 所 功『近代大札関係の基本史料集成』国書刊行会 2018年
- (17) 味村治内閣法制局長官（平元・2・17）衆議院予算委員会 答弁
- (18) 儀式の概要については『皇室事典』皇室事典編集委員会編著 角川学芸出版 平成21年 258p 参照
- (19) 各々の質疑応答の概要は、国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp>で閲覧
- (20) 第197回国会 衆議院内閣委員会会議録 平30・11・30
- (21) 第197回国会 参議院内閣委員会会議録 平30・12・6
- (22) 第198回国会 参議院予算委員会会議録 平31・3・13
- (23) 同上
- (24) 同上
- (25) 前掲（20）参照
- (26) 前掲（22）参照
- (27) 前掲（20）参照
- (28) 『大嘗祭』工藤 隆 中公新書 2017年
- (29) 令和の大嘗祭については、前掲、宮内庁ホームページ「即位の礼関係諸儀式」を参照
- (30) 毎日新聞2018年（平成30年）12月22日「大嘗祭 2割増27億円」
- (31) 秋篠宮発言については前掲、宮内庁ホームページ「文仁親王殿下のお誕生日に際しての記者会見の内容（平成30年11月30日）参照
- (32) 前掲、首相官邸ホームページ 平成30年4月3日の閣議口頭了解参照
- (33) 毎日新聞2018年（平成30年）12月1日社説
- (34) 朝日新聞2018年（平成30年）12月1日社説
- (35) 読売新聞2018年（平成30年）12月5日社説
- (36) 朝日新聞2018年（平成30年）12月4日オピニオン&フォーラム「大嘗祭発言と政教分離」「耕論」
- (37) 朝日新聞2018年（平成30年）12月24日「秋篠宮さまが公費支出に疑問 大嘗祭 議論尽くさず踏襲」編集局（皇室担当）喜園尚史
- (38) 第197回国会 衆議院内閣委員会会議録 平30・11・30
- (39) 同上
- (40) 第198回国会 参議院予算委員会会議録 平31・3・13
- (41) 前掲（38）参照
- (42) 前掲（40）参照
- (43) 大分県主基斎田抜穂の儀参列違憲訴訟（平14. 7. 9 第3小法廷）
- (44) 鹿児島県大嘗祭参列訴訟（平14. 7. 11 第1小法廷）
- (45) 神奈川県即位儀式・大嘗祭参列違憲訴訟（平16. 6. 28 第2小法廷）
- (46) 「即位大嘗祭違憲訴訟」の動向についてはsokudai.zhizhi.net参照
- (47) この点に関しては、岡田精司編『大嘗祭と新嘗』学生社 昭和54年、谷川健一『大嘗祭の成立』小学館 平成2年、岡田莊司『大嘗祭と古代の祭祀』吉川弘文館 平成31年、工藤 隆『大嘗祭』中公新書 2017年、真弓常忠 [新装版]『大嘗祭の世界』学生社 2019年参照

## Summary

Issues and challenges of Japanese Constitution concerning  
the Enthronement ceremony and Great festival

Itsuo Yokote

The Constitution of Japan, Article 2 provides that “The Imperial Throne shall dynastic and succeeded to in accordance with the Imperial House Law passed by the Diet.” And the Imperial House Law, Article 4 states provides that “Upon the demise of the Emperor, the Imperial Heir shall immediately accede to the Throne. The Imperial House Law Special Law allowing the abdication of the emperor was passed on June 9 in 2017. This law was made in response to the emperor’s message released to the public in the summer of 2016. This will be the first abdication in 200years, since Emperor Kōkaku in 1817. Upon enactment of this law, various discussions on the Imperial succession process took place.

This paper examines issues and challenges of Japanese Constitution concerning the Enthronement ceremony and Great festival.

**Keywords** Imperial succession, Enthronement ceremony, Ceremony and Great festival

(2020年5月14日受領)

